



【期間】3カ月・6カ月・1年
店頭表示金利に金利上乘せ

【取扱期間】令和8年10月1日～令和9年3月31日

ご利用いただける方

金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資として預入される個人の方

【金額】

＜スーパー定期預金＞ 原則10万円以上～1,000万円未満（1円単位）

＜大口定期預金＞ 1,000万円以上

※金融機関での相続手続きは、当金庫だけでなく、他金融機関で手続きされた場合も含みます。

※相続により取得した資金には預貯金等だけではなく、不動産・株式・その他相続資産の換金代金を含みます。

※相続で取得した資産金額の範囲内とします。

必要書類

①当金庫で相続手続きをされた方

相続手続きに所定の書類を提出済のため、特別な書類の提出は必要ありません。

②他金融機関で相続手続きをされた方

- (1) 金融機関で相続手続き完了時期等が確認できる書類
- (2) 預入される方が相続人であると確認できる書類
- (3) 相続により取得した原資であることが確認できる書類

例として

- ①遺産分協議書の写し
- ②金融機関に提出した依頼書等の写し
- ③戸籍謄本の写し
- ④遺言状（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し
- ⑤被相続人名義の解約済み通帳等または計算書の写し

※自動継続のみの取扱いとなります

※金利上乘せは初回満期日までとなり、継続後は継続時点の店頭表示金利を適用します。

（お一人様1回のみのお預入れとなります）

※満期日前に解約する場合は、所定の中途解約率を適用します。

※他の優遇金利商品との併用はできません。

※2037年12月31日までの間に支払われるお利息については復興特別所得税の追加課税されるため、20.315%の税金がかかります。

※金融情勢により、金利および預入限度額を変更することがあります。